

全国障害児・者実態調査（仮称）についての基本的な考え方（素案）

1. 調査の目的

障害者自立支援法廃止後の制度の谷間を生まない「障がい者総合福祉法」（仮称）の検討や施行準備の基礎資料とするため、在宅の障害児・者（これまでの法制度では支援の対象とならない者を含む。）の生活実態とニーズを把握する。

※1 施設入所者、入院患者等の在宅の障害児・者以外の者については、在宅者と同一の調査で行うことは難しいため、今回の実態調査の対象とはしない。

※2 今回の実態調査については、障害福祉行政の企画・推進の基礎資料であり、今後も定期的に実施することを想定。

2. 調査の対象

（別途議論した上で記載）

3. 調査の方法

- ・調査員が調査地区内の世帯を訪問し、調査の趣旨等を説明の上、調査対象の有無を確認する。
- ・調査対象者がいる場合は、調査票を手渡し、記入及び郵送による返送を依頼する自計郵送方式。
- ・調査票は原則、調査対象者本人が記入する。

4. 調査の項目

（別途議論した上で記載）

5. スケジュール等

裏面参照

全国障害児・者実態調査（仮称）の検討スケジュール（案）

時 期	全 体（総合福祉部会の動き）	ワーキンググループ	研究班
22年5月		調査対象、調査方法、調査項目等についての基本的な考え方について検討 （この間、数回にわたり議論）	
22年夏	調査設計の骨格（案）を総合福祉部会に提示し、意見聴取	調査設計の骨格（案）をとりまとめ 総合福祉部会の意見を踏まえて、調査設計の骨格（案）を修正	ワーキンググループの検討結果をもとに、具体的な調査設計の骨格（案）を作成 ワーキンググループで示された方針を基に、試行調査の調査票案を作成
22年秋	調査票案を総合福祉部会に提示し、意見聴取 試行調査の集計結果の報告 調査対象、調査方法、調査票の案を総合福祉部会に提示し、意見聴取	調査票の案について当事者団体の意見聴取（書面及び必要に応じヒアリング） 意見聴取の結果を踏まえて、試行調査の調査票案をとりまとめ 総合福祉部会の意見を踏まえて、試行調査の調査票案を確定 試行調査の集計結果の報告 調査対象、調査方法、調査票の案をとりまとめ 総合福祉部会の意見を踏まえて、調査票等の内容を確認	試行調査の実施 試行調査の結果の集約 試行調査の結果を踏まえた調査対象、調査方法、調査票の案の作成

※ 比較的小規模の市町村の意見の聴取方法についても検討する。